

令和5年2月21日

## ▼タイトル

令和5年3月高島市議会定例会（第1日目）の結果

## ▼内容

提出議案数	・ 人事案件	4 件	
	・ 条例案件	13 件	
	・ 予算案件	9 件	
	・ 請願	1 件	
	・ 決議	1 件	計 28 件

### 本日の議決状況

#### □人事案件

- ・ 同意第2号（公平委員会委員の選任同意）は、同意することに決定しました。
- ・ 同意第3号～5号（固定資産評価審査委員会委員の選任同意）は、同意することに決定しました。

#### □決議

- ・ 決議第2号（万木豊議員に対する議員辞職勧告決議）は、原案のとおり可決しました。
- ※決議は裏面

### 議案の委員会への付託状況

#### □条例案件

- ・ 議第3号は、総務常任委員会に付託しました。
- ・ 議第4号から議第12号までの9件は、文教福祉常任委員会に付託しました。
- ・ 議第13号から議第15号までの3件は、産業建設常任委員会に付託しました。

#### □予算案件

- ・ 議第16号から議第24号までの9件は、予算常任委員会に付託しました。

### 請願の取り扱い

次の請願1件は、産業建設常任委員会に付託しました。

- ・ 請願第1号 高島市新ごみ処理施設の泰山寺地区への建設計画再考を求める請願

以上

## ▼問い合わせ先

- 所属： 議会事務局
- 電話番号： 0740（25）8140
- ファックス： 0740（25）8146

## 万木豊議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

しかしながら、万木豊議員からの昨年3月に中央省庁を視察した旨の虚偽報告書により、政務活動費を不正に受け取った事実が明らかになり、本人もそれを認めている。

既に不正に受け取った政務活動費は返金されているものの、虚偽有印公文書作成および同行使は、明らかな犯罪行為であり、市民に対する裏切り行為であるとともに市議会の信頼を失墜させたことから、市議会では、令和4年10月18日に万木豊議員に対して刑事告発を行った。

また、万木豊議員は事情を周知するための記者会見での説明とそれに先立ち行われた議会への説明との間でも齟齬が生じるなど、説明の信憑性もなく説明責任を果たそうという姿勢も見られない。

これまでも準強制性交の疑いで書類送検されるなど、度重なる不祥事をひきおこし、既に5度の辞職勧告決議を受けたにも関わらず無視し続ける万木豊議員は、道義的責任を免れず議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告するものである。

以上、決議する。

令和5年2月21日

高島市議会